

令和5年度第1回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和5年4月24日(月) 9時58分開会 11時12分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

- (1) 常設審議委員 17名／23名（出席者は別紙名簿のとおり）
- (2) 鳥取県農林水産部 ○○
- (3) 鳥取県経営支援課 ○○ ○○ ○○
- (4) 事務局（農業会議）倉益、熊谷、井上、中嶋

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局 (熊谷)	<p>(午前9時58分)</p> <p>定刻前ではございますが、出席予定の委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今より令和5年度第1回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり23名中、17名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>ここで、本年度から常設審議委員になられた7名の委員の皆様を紹介いたします。</p> <p>お名前を申し上げますので、その場で一言簡単にご挨拶いただければと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>名簿の5番岩美町山本会長様、6番若桜町浅井会長様、8番三朝町山本会長様、10番琴浦町福田会長様、11番伯耆町加川会長様、13番日野町長住会長様、14番江府町加藤会長様、(委員がそれぞれ、名前を呼ばれた後、挨拶をした。)</p> <p>ありがとうございました。それでは、小林会長に挨拶をお願いします。</p>
2 開会挨拶 小林会長	<p>皆様おはようございます。農業会議の小林でございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>本日、令和5年度第1回常設審議委員会を開催致しましたところ、皆様にはご多用のところご出席を賜わり誠に有難うございました。</p> <p>さて、昨年は新型コロナウイルス感染拡大を初め、農家の現場では、肥料、飼料高騰により農家の経営を圧迫し、また自然災害も毎年のように繰り返し、農業を取り巻く内外の情勢は大変厳しいものがございます。</p> <p>また、国民生活に必要な食料品の値上げが2万品目になったと言われておりますが、この値上げは続き、本年11月には3万品目に達するのではないかととも言われておりまして、私たちの生活に多大の影響</p>

を与えるのではないかと心配を致しております。

また、農水省は先月27日の食料・農業・農村基本法の検証部会で、農業施策の見直しを示されました。現行法と同じく、専ら農業を営む者や経営意欲の有る者の発展を支援する事を掲げ、個人農家では第三者を含む経営継承の対策を講じるということであり、一方、兼業農家や半農半Xなど多様な担い手への言及はなかったと言われております。

まず、農水省が示した農業施策の主な見直し方向として6点上がってきております。その中では、まず、経営発展の意欲がある個人経営に農地などの円滑な継承対策を講じること、次に、効率的・安定的な農業法人像の明確化。3つ目が原価管理を含めた農業者の経営管理能力向上を図ること。次に、小麦、大豆、飼料作物の国内生産、水田の畑地化・汎用化ということも上がっております。また、多様な雇用労働力確保へ労働環境の整備などに関する施策を行うということ。それから、輸入に頼る肥料の使用削減や堆肥、下水汚泥資源の利用拡大というようなことが農業施策の主な見直しということで示されたということでもあります。

また、総務省から12日、2022年10月1日現在の外国人を含む総人口が、前年比55万6千人、0.44%減の1億2494万7千人だったと発表がありました。12年連続の減少でございます。

その内、日本人は1億2203万1千人で、前年から75万人、0.61%減で、減少幅は11年連続で広がり、比較可能な1950年以降、最大となっております。そして、鳥取県は、20日、2023年4月1日現在の推計人口が、1945年の統計開始以来初めて54万人台を割り込み、52万9190人になったと発表がありました。前年に比べ5357人減少し、県人口は6年連続で過去最低を更新する見込みであると言われております。県人口のピークは1988年の61万6371人でありました。

このような状況下、農地利用の最適化に向けて組織対策が行われておりますが、少子高齢化の中、そして基幹農業者も高齢化し、現在の農地を守り生かし持続可能な農業が図られ、安定した農業の取組みが図られるのか、この人口減少は、見過ごすことの出来ない課題であります。農業の後継者対策が喫緊の課題ではないでしょうか。

なお、本日の常設審議委員会におきましては、報告事項、審議事項は、鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針の変更についてということでございます。情報提供につきましては、令和5年度全国農業委員会会長大会について、食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見についてであります。十分な審議をお願いし、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

3 県農業振興監挨拶
事務局
(熊谷)

ありがとうございました。

それでは、ここで、県農林水産部農業振興監が交代されましたが、本日、振興監に出席いただいております。振興監にご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

振興監

皆様、おはようございます。4月の人事異動で振興監を拝命致しました〇〇でございます。経営支援課でも2年おりました皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。あらためま

してよろしくお願ひいたします。また、経営支援課長も〇〇から〇〇に代わりまし、農地担当の補佐が、〇〇補佐が農業会議でまた一緒に仕事させていただくのですが、代わりまして〇〇となりましたのでよろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、日頃から農地制度の適正運用に大変ご尽力賜っております。本当にありがとうございます。この常設審議委員会も2年ぶりに出ささせていただきましたが、農地転用許可の審議に当たりまして、公平性、客観性を担保して市町村間の判断の統一にも繋がる大切な会議と思っております。審議対象の案件が若干変更になっておりますので、私が経営支援課にいる時代からすると若干件数が減ってきているのかと思っておりますが、農地を利用していく上で重要な会議だと思っておりますので、引き続きましてよろしくお願ひいたします。私が関わらせていただいた時は、太陽光発電でありますとか、砂利採取の一時転用の案件とか、難しい課題がありましたが、皆様からたくさん問題提起をいただいたり、ご意見ご助言をいただきました。農業会議とも一緒になって、都度都度議論をしていって、何とか対応してきておりましたが、現場では様々な問題が次々起きて、予期せぬことも起きているんだろうなと思っております。一律の解決策はございませんで、皆様のお知恵を拝借しながら、対応していくという形になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日、先ほど、小林会長からのお話もございましたが、農業経営基盤強化促進法等の一部改正がございまして、県の基本方針についてご審議いただくこととしております。農地や担い手に関する制度がいろいろ見直しがされてきておりますので、本日、その一端を説明させていただいてご審議いただくと言うことでございますが、今後とも皆様のお知恵を拝借しながら取り組みを進めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局
(熊谷)

振興監様ありがとうございます。ただ今の挨拶でもご紹介がございましたが、県経営支援課の人事異動がございましたので、私の方から紹介させていただきます。

(県経営支援課長、農地担当の課長補佐を紹介した。)

〇〇課長には後ほど、説明の際、ご挨拶いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

最後に、本会事務局も異動がございました。私が次長として、そして、県を定年退職し、本会農地・組織課長に就任しております、井上課長です。引き続きよろしくお願ひいたします。

(それぞれ、短く挨拶した。)

それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしくお願ひいたします。

4 議事録署名人の選任
小林議長

それでは議事に入らせていただきます。
議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

小林議長	<p>それでは、浅井委員(若桜町農業委員会会長)、加川委員(伯耆町農業委員会会長)の兩名を指名いたします。</p>
5 報告事項 小林議長	<p>では、日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、県から報告願います。</p>
県経営支援課 (〇〇補佐)	<p>(資料1により説明)</p>
小林議長	<p>(質問・意見なし)</p>
小林議長	<p>議事に入ります。 まず、今月は、予定しておりました5条転用案件が来月以降へと なりましたので、皆様にはご了解願います。 事務局から農地法の規定に基づく県全体の一覧表により、状況を 説明して下さい。</p>
事務局 (井上)	<p>今月は、先ほど、議長から説明がございましたように、第5条案 件で、1件意見聴取予定で準備を進めておりましたが、市町村農業 委員会で審議未了となり、再度、農業委員会で審議し、来月以降、 意見聴取予定となっておりますので、よろしく願いいたします。 (一覧表を説明)</p>
小林議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 説明して下さい。</p>
事務局 (井上)	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部改正に基づく、県の農業経営基 盤強化促進基本方針の変更について、これについては、常設審議委 員会開催通知に資料同封しておりますが、内容について、県経営支 援課より説明いただきます。よろしく願いいたします。</p>
経営支援課 (〇〇)	<p>失礼いたします。本年度、県経営支援課長を拝命致しました〇〇 と申します。その前は、〇〇として、〇〇地区の農業振興なりに関 わっておりましたが、この度経営支援課で農地、担い手の関係を担 当することになりました。よろしく願いします。 最初に、説明を兼ねてご挨拶をさせていただきます。平素から農 業会議におかれては農地制度に対してご尽力いただいております。 また、常設審議委員会においては、適正な農地制度を実施するよう 審議していただいております。重ねて感謝申し上げます。 さて、農業経営基盤強化促進法等の一部改正が4月1日から施行 されております。利用権設定は農地法第3条と農地中間管理事業に 集約されましたし、人・農地プランの実質化に取り組んでおりま すが、10年後の姿を描いてということ地域計画という名前に変わ ります。2年間の経過措置が取られておりますので、令和7年3月 末までに計画を作っていくということになりますが、今の農林水 産省の補助事業は採択要件に地域計画が作られていることという条 件を課しているものもございますので、まずは、必要があるところ から地域の実情に沿って作っていただくことが現実的でないかと考</p>

えています。

今回、農業経営基盤強化促進法等の一部改正におきまして、県の基本方針の変更が3ヵ月以内、市町村で作っていただく基本構想の変更が6ヵ月以内と法律で定まっております。県の基本方針の変更の際には県農業委員会ネットワーク機構に、本県ですと農業会議に意見を聴くと決まっております。これについて、先日、小林会長、事務局と打ち合わせさせていただき、本常設審議委員会で説明させていただくこととなりました。今回の変更につきましては、基本的に5年に1回行うこととなっておりますが、前回の変更が令和2年7月にしておりまして、次期変更は令和7年7月にということで、今回は基盤法の改正を受けまして、必要最小限の法律改正に伴う変更としております。その他全体見直しは、食料・農業・農村基本法の見直し以降することになろうかと思っております。皆様には、事前に資料送付させていただいておりますが、県の部内決裁の段階で、語句、記載順等修正が入っております。変更点については、修正がございませんのでそのことをご了解いただきたいと思います。それでは担当から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

経営支援課
(〇〇)

平素より大変お世話になっております。〇〇と申します。それでは、農業経営基盤強化促進に関する基本方針の変更について、説明させていただきます。お手元の資料2をご覧くださいと思います。資料2といたしまして、一枚ものが2枚と基本方針案として冊子にしたものがあるかと思っております。こちら、較べてご覧くださいと思います。資料2に法律改正の内容が書いてございます。下線部が今回の法改正に基づき新たに加わった事項になります。2の(4)が新たに加わり、(5)で追記がされているものでございます。冒頭、会長の挨拶にもございましたが、農林水産省の施策の方針と致しまして、農業をもっぱら担う者の経営力の向上が掲げられております。あわせて、経営継承について(4)で記載しております。あわせて、(5)で効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を掲げてきましたが、今回の改正で、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標も掲げることになっております。

それでは、基本方針の変更について具体的に説明させていただきます。鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針の変更についてという資料をご覧ください。変更のポイントと考え方を記載しております。先ほど、課長の挨拶にもございましたように、本年は5年ごとの見直しの中点であり、大きな見直しではなく、今回の法律の改正にあわせた見直しということにいたしております。具体的に1農業経営基盤強化促進法の改正に伴う変更で一つは、先ほど挨拶ございましたが、「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されたことを反映させております。冊子の2ページから、赤字で人・農地プランを「地域計画」に変更しております。「地域計画」については以降、同様に変更しております。また、14ページに2農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項として、地域計画促進事業を記載しております。

一枚ものにお戻りいただきまして、法第5条の2に基づき、基本方針に定める事項を追加しております。これにつきましては、冊子の9ページをご覧ください。これが項目として追加したものでございます。鳥取県では、農業を担う者の確保及び育成のための体制の整備その他

支援に関する事項として、令和4年に鳥取県農業経営・就農支援センターを設置しております。これについては、新規就農者の育成から経営発展まで一連の支援を現在取り組んでおりますが、これについて具体的に冊子の9ページから11ページまで記載しております。

一枚ものにお戻りいただきまして、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、これが冊子で6ページになります。これに加えて、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の追加になりましたが、準経営体としてすでに基本方針に取り入れておりました。従いまして、本県での集積目標18,235ha、集積率は59%、これについては変更することなく、このままでということに致したいと思っております。但し、市町村基本構想で、継続的に農業を担う者が地域計画に位置づけることができるようになりました。県としてこれらの方の数値が把握できておりません。したがって、6ページに記載したように今後整理するとしております。今後、作成される地域計画を見ながら、本基本方針に反映させていきたいと思っております。また、その他の指標について、新型コロナウイルス等の影響により地域における話し合いの機会が十分に持てなかったことから、現在の数値目標のままとします。冊子の7ページですが、労働時間、所得目標について、経営モデル類型の基礎となる経営指導の手引きの改定前でございます。基本的に前回の指標のままとすることとしたいと思っております。以上、今回の変更の主な内容でございます。

小林議長

説明が終わりました。
委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。はい。

石委員

特別中身に課題があるということではございません。役所が作るとこんな素晴らしいものができるんだなと感心を致しました。が、これを読むのにかなり集中力と忍耐力が必要です。で、どんな形で農業者まで徹底していくのか、これを読み切るのは大変だなと思うので。質問をさせていただきたい。

経営支援課
(〇〇)

今回の基本方針というのは、県内の市町村を網羅したようなものになります。これを元にして市町村で半年以内に基本構想を変更されることになります。現場では県の基本方針ではなくて、基本方針に基づいて基本構想を作られることになります。この基本構想策定にあたっては、農業委員会、農協、農業者の意見を聴いて反映させるということになっております。また、市町村広報ですとかインターネットでの公表ということもありますし、農業委員会においても広報されると思いますし、意見聴取の際にはご質問等していただければと思います。よろしく申し上げます。

石委員

それでこの冊子ですが、ページをすべてバラして見たときに、現状とか、目指すべき方向とか、重複する部分は何カ所もあると思っております。これを読み切るのに余計、根気がいると思っておりますので、そこらをもう少し簡便に、県の方が書くところなるのは分かりますが、もう少し分かりやすい表現なり、冊子の作り方というのを工夫していただくと良いのにはと思っておりますので、これは一人の個人的な考えかもしれませんが、そんな努力をしていただきたいと思います。現状なり方向性なり、非常に重複する部分があったので、読むのに集中力を求められることになっていると思っておりますので、合理

的な整理をして欲しいと、私の要望は以上です。

小林議長

私から県にお聞きしたい点が一点ございます。市町村へ2年間で地域計画、目標地図を作りましょうとなるわけですが、地域計画が法定化されたがしかし、市町村が地域計画を作る上で、県がどこまで指導しているのか。なぜそう言うかという、市町村で意向調査をやらないと現状把握できません。文書を発すればそれが末端まで届くものではないと思う。県も市町村も農業委員会も農業団体も一緒になって現場に出て行って声を聴かないと実態把握できないと思う。各市町村への発信状況なり、具体的にどれくらい進んでいるのか。

経営支援課
(〇〇)

基本的に地域のことを考えてみようというのが人・農地プランの始まりでした。市町村、県農林局、農協等のメンバーで人・農地チーム会議ということでみんなで考えていきましょと、時には集落にも出かけていって話をしましょと始まっております。あくまで、地域の課題を地域で考えよう、行政としても必要な支援は変わりませんので、県としてもやってきたと思っております。今後2年間で地域計画、目標地図を作成ということになりますが、農水省もどこまで詳細なものが必要かということを示しておりません。今はとにかく事業で必要というものを優先に作っていかうと考えているところです。

小林議長

3年間のコロナウイルス感染症による空白があります。その間の集落に出向いての調査ができていないと私は思う。どのようにして令和7年3月までに地域計画ができる環境に持って行くのか、このことだろうと思っている。記載してあることはこれで良いと思うが、現場の実態を把握してどのように取り組んで行くのかが課題だろうと思う。

石委員

会長の話を聞いていて今思ったのは、県の責任ではないと思うが、現場の農家と話をするのは、県の後押しも必要だが、やはり市町村農業委員会も大きな役割を果たして行かれると思うが、その時に、先ほど申し上げた、中々読み砕いてということにならないので、簡単なダイジェスト版のような農家の皆さんに分かりやすい資料を県と市町村が一緒になって作るのが一つの方法ではないかと思えます。

吉田委員

皆さん、おはようございます。八頭町の吉田です。行政の代表としてこの場に出させていただきます。

やはり、行政だけではこのことは進められないと私は思っております。農業者の皆さんにしっかり理解していただくというのが一番だと思います。そういった面からすると、市町村と県はしっかり連携を取っていただきたい。そして農業委員会、JA、土地改良区など共通認識で同じ方向に進んでいく必要があるだろうと思っており、早め早めの対応を是非お願いできたらと思えます。

県〇〇

いろいろなご意見ありがとうございます。実は今週も木曜日と金曜日にブロック毎に会議を持つようにしております。担い手育成機構には大変お世話になって、農業会議もお世話になっておりますが。皆さんが言われるように最後動かなければいけないのは、市町村毎

<p>小林議長</p> <p>小林議長</p> <p>小林議長</p>	<p>であったり集落毎であったり小さな単位での活動になります。それをやるに当たっては、各市町村毎に人・農地チーム会議をおいているいろいろな検討をしているところですが、中々温度差があったり、先程来出ておりますようにコロナの影響もあって出来ていなかったり、いろいろ課題があります。体制を再構築してしっかり現場の状況を把握したり、現場を動かすための取り組みを強力に進めなければならないと思います。是非とも皆様方にもご尽力いただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>他にご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、お諮りします。 本件の農業会議の意見としては、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。それでは異議なしという意見で回答することといたします。</p>
<p>6 情報提供</p> <p>小林議長</p> <p>事務局 (倉益)</p> <p>小林議長</p> <p>石委員</p> <p>小林議長</p>	<p>(1) 全国農業委員会会長大会について (2) 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見について</p> <p>事務局説明して下さい。</p> <p>(別紙、資料により説明)</p> <p>説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。</p> <p>今の説明で考え方が都市的であると異議を唱えているということでもありますので、私も同感でありまして、その部分は地方としての意見を伝えて欲しいと思います。この頃テレビを見ていると、過疎の所に移住してきた人が自給自足をしていらっしゃるという番組がある。それはそれで一つの取り組みとして理解はできますが、実際に、現実の厳しさを伝えられる例は少ないと思います。農業会議としてそこはしっかり頑張っていたいただきたいと思います。</p> <p>その他、ご質問、意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>7 その他 議長</p> <p>事務局 (倉益)</p>	<p>その他として、皆さんから何かございますか。はい、事務局。</p> <p>(事務局から5月の次回開催と6月の日程について説明)</p>

議 長	その他として皆さんから何かございますか。
8 閉 会 議 長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (午前11時12分)